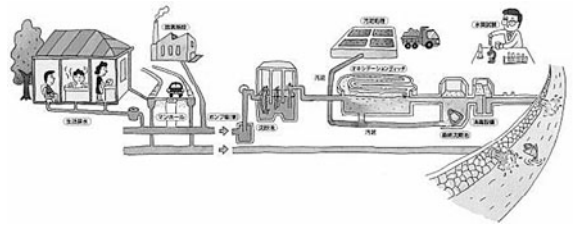


水資源サービス課 下水道グループからのお知らせ

東通村では、生活排水等による河川の汚染を防ぎ、動植物が生息できる環境造りを目的として、尻屋浄化センター（尻屋地区）、中地区浄化センター（砂子又・桑原地区）、小田野沢浄化センター（小田野沢地区）、白糠浄化センター（白糠・老部地区）の4施設により、6地区を対象として下水道施設の供用を開始しています。



まだ加入されていないご家庭は、加入促進にご協力頂きますようよろしくお願いいたします。

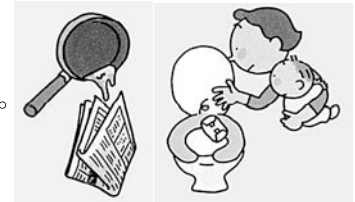


また、水に溶けない繊維素材や、生活残飯、プラスチック片等不要物の混入が各浄化センターで多数見受けられ、水処理機器の異常警報が多発している他、各地点のマンホールポンプ場においても通常より多い水量が流入し、異常高水位が多発しています。

いずれも機械の故障の原因になり、利用できなくなる可能性がありますので、次のことに注意頂きますようよろしくご協力下さい。

1. 水洗トイレでは、水に溶けない繊維素材を使用しないで下さい。
2. 生活残飯及び使用済み油は、燃えるゴミとして処分して下さい。
3. 不要物の混入を避けるため、宅地内汚水枡は安易に開けないで下さい。
4. 雨水や泥水(砂)は、下水道に流さないで下さい。

(村の施設は、雨水処理に対応していません。)



※ なお、各家庭の宅地内汚水枡を破損した場合は、早急に修繕下さるようお願いします。また、公共枡（野花菖蒲を描いている枡）の破損及びその他相談がありましたら、水資源サービス課下水道グループまでご連絡下さい。

合併処理浄化槽の新設及び単独処理浄化槽・し尿処理用便槽の撤去に補助金が支給されます。

村では、生活排水等による河川の汚水を防ぎ、動植物が生息できる環境造りを目的とし、下水道施設が整備されていない地域において、合併処理浄化槽の新設及び単独処理浄化槽やし尿処理用便槽の撤去費用の一部を「平成26年度施工」より補助します。

対象年度	： 平成26年4月1日以降着工の住宅		
対象区域	： 下水道施設が整備されていない地域		
対象者	： ○新築で合併処理浄化槽を設置する方 ○単独処理浄化槽及びし尿処理用便槽から合併処理浄化槽へ改修する方		
補助金額 〈上限額〉	○合併処理浄化槽	5人槽	352,000円
		6～7人槽	441,000円
		8人槽以上	588,000円
	○単独処理浄化槽撤去	…	90,000円
	○し尿処理用便槽撤去	…	50,000円



※ 詳しくは、水資源サービス課下水道グループにお問い合わせ下さい。
連絡・問合わせ先
東通村水資源サービス課 下水道グループ
TEL 27-2111 (内線456～458)